

# 食品を取り扱う出店をする方へ

**2021年6月1日から**  
食品衛生関係の制度が変わりました。



食品を取り扱う出店をする際は

**食品衛生責任者**

の設置が必要になりました。

調理師、栄養士等の資格をお持ちの方は  
食品衛生責任者になることができます。

資格がない方は**養成講習会**を受講し、  
資格を取得する必要があります。

講習会のお問合せ：北見地方食品衛生協会

臨時営業では、今まで菓子製造業と  
喫茶店営業の許可だった業態も、  
**飲食店営業**に統一されました。

**飲食店営業**

一部の業種が変更になりました。

野菜、焼き芋、焼きトウモロコシ、綿あめ、ポップコーン等の  
出店をしていた方は

**保健所への届出**  が必要になりました。



**衛生管理計画書の作成**

**実施記録**  が必要です。



営業内容によって、許可、届出、**手続不要**に分類され、手続き方法が変わります。

